

熊本市公報

第 1404 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 59 号）	1215
---	------

訓 令

○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（訓令第 20 号）	1216
---------------------------------------	------

告 示

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 444 号）	1217
○県道の供用開始（告示第 446 号）	1217
○放置自転車の売却等（告示第 447 号）	1217
○市道の区域変更（告示第 448 号）	1217
○市道の供用開始（告示第 449 号）	1218
○市道の区域変更（告示第 450 号）	1218
○市道の供用開始（告示第 451 号）	1219
○生活保護法等による指定医療機関の指定（告示第 452 号）	1219
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 453 号）	1220
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 454 号）	1221
○生活保護法等による指定医療機関の指定（告示第 455 号）	1221
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 456 号）	1222
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 457 号）	1223
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 458 号）	1224
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 459 号）	1224
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 460 号）	1224
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 461 号）	1225
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 462 号）	1225
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 465 号）	1225
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 466 号）	1226
○生活保護法等による指定介護機関の指定（告示第 467 号）	1226
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 468 号）	1228

○市税督促状の公示送達 (告示第 469 号)	1228
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 470 号)	1229
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定 (告示第 471 号)	1229
○放置自転車の移動及び保管 (告示第 473 号)	1230
○放置自転車の売却等 (告示第 474 号)	1230
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件 (告示第 475 号)	1231
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 476 号)	1231
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 477 号)	1232
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 478 号)	1232
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 479 号)	1232
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 480 号)	1233
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 481 号)	1233
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 482 号)	1233
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 483 号)	1233

公 告

○熊本駅西土地区画整理事業の換地計画の縦覧 (公告第 480 号)	1234
○平成 26 年度情報公開制度の実施状況 (公告第 486 号)	1234
○平成 26 年度個人情報保護制度の実施状況 (公告第 487 号)	1236
○大規模小売店舗立地法の規定による届出の概要 (公告第 488 号)	1238
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 491 号)	1239
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 493 号)	1239
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 495 号)	1240
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 499 号)	1240
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 500 号)	1240
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 501 号)	1241
○熊本都市計画地区計画の原案の縦覧 (公告第 502 号)	1241
○不動産の最高価申込者決定等 (公告第 503 号)	1241
○大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要 (公告第 508 号)	1242

中 央 区

○住民票の職権消除 (中央区告示第 17 号)	1244
○住民票の職権消除 (中央区告示第 18 号)	1244

上 下 水 道 局

○給水装置工事事業の廃止 (上下水道局告示第 39 号)	1244
○指定給水装置工事事業者の指定 (上下水道局告示第 40 号)	1244

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 41 号）……………	1245
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 42 号）……………	1245

病 院 局

○平成 27 年度熊本市病院局職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 37 号）……………	1245
---	------

監 査

○平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務・工事）（監委公告第 8 号）……………	1246
○平成 26 年度城南町合併特例区一般会計歳入歳出決算審査意見書（監委公告第 9 号）……………	1251
○平成 26 年度植木町合併特例区一般会計歳入歳出決算審査意見書（監委公告第 10 号）……………	1255

規 則

規 則 第 59 号

平成 27 年 6 月 19 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 62 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「（旧下益城郡富合町、旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の区域で行動した場合にあっては、消防団長）」を削り、同条第 2 号中「（旧下益城郡富合町、旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の区域で消防作業等に従事した場合にあっては、消防局長）」を削る。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,290 円」を「104,570 円」に、「56,600 円」を「56,790 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150 円」を「52,290 円」に、「28,300 円」を「28,400 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

訓 令 第 20 号

平成 27 年 6 月 19 日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和 39 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 44 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかった」を「第 49 条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定した」に改め、同項第 2 号中「独占禁止法第 50 条第 4 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかった」を「当該課徴金納付命令が確定した」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 3 号とする。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 47 条の 2 第 1 項第 1 号中「、審決」を削り、同項第 2 号中「第 44 条の 2 第 1 項第 5 号」を「第 44 条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

告 示

告示第 4 4 4 号

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

芳野校区第 2 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

事務所の所在地

「熊本市西区河内町野出 9 9 7 番地 1」を「熊本市西区河内町野出 1 4 1 0 番地 2 4」に改める。

代表者の氏名及び住所

「中村 茂和 熊本市西区河内町野出 1 0 0 1 番地 3」を「吉本 博光 熊本市西区河内町野出 1 4 1 0 番地 2 4」に改める。

告示第 4 4 6 号

平成 2 7 年 6 月 1 7 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	宇土甲佐線	南区富合町木原 1 3 7 5 番 1 地先から 南区富合町木原 3 6 9 番 2 地先まで	平成 2 7 年 6 月 1 7 日

告示第 4 4 7 号

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 7 2 台

告示第 4 4 8 号

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
16- 458	江越2丁目 平成2丁目 第1号線	南区平成2丁目53番地先から 南区平成2丁目91番地先まで	旧	9.0~9.0	148.4
		南区平成2丁目53番地先から 南区平成2丁目91番地先まで	新	9.7~9.7	148.4
16- 460	平成1丁目 江越2丁目 第1号線	南区平成1丁目47番地先から 南区平成1丁目89番地先まで	旧	7.3~7.3	145.1
		南区平成1丁目47番地先から 南区平成1丁目89番地先まで	新	8.0~8.0	145.1
16- 496	平成2丁目 1丁目 第2号線	中央区平成2丁目213番1地先から 中央区平成2丁目195番3地先まで	旧	6.0~10.3	122.9
		中央区平成2丁目213番1地先から 中央区平成2丁目195番3地先まで	新	8.2~12.5	122.9

告 示 第 4 4 9 号

平成 27 年 6 月 1 8 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
16- 458	江越2丁目 平成2丁目 第1号線	南区平成2丁目53番地先から 南区平成2丁目91番地先まで		平成 27 年 6 月 1 8 日
16- 460	平成1丁目 江越2丁目 第1号線	南区平成1丁目47番地先から 南区平成1丁目89番地先まで		平成 27 年 6 月 1 8 日
16- 496	平成2丁目 1丁目 第2号線	中央区平成2丁目213番1地先から 中央区平成2丁目195番3地先まで		平成 27 年 6 月 1 8 日

告 示 第 4 5 0 号

平成 27 年 6 月 1 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
15- 695	良町1丁目 田井島3丁目 第2号線	南区田井島3丁目474番19地先から 南区田井島3丁目474番18地先まで	旧	6.2~8.5	20.1
		南区田井島3丁目474番19地先から 南区田井島3丁目474番18地先まで	新	8.7~11.0	20.1
15- 705	田井島3丁目 良町1丁目 第3号線	南区良町1丁目191番1地先から 南区良町1丁目194番9地先まで	旧	6.0~7.7	170.2
		南区良町1丁目191番1地先から 南区良町1丁目194番9地先まで	新	8.5~10.6	170.2
15- 706	田井島3丁目 第14号線	南区田井島3丁目391番11地先から 南区田井島3丁目409番8地先まで	旧	3.7~6.4	111.9
		南区田井島3丁目391番11地先から 南区田井島3丁目409番8地先まで	新	5.5~11.3	111.9

告 示 第 4 5 1 号

平成 27 年 6 月 18 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
15- 695	良町1丁目 田井島3丁目 第2号線	南区田井島3丁目474番19地先から 南区田井島3丁目474番18地先まで		平成27年6月18日
15- 705	田井島3丁目 良町1丁目 第3号線	南区良町1丁目191番1地先から 南区良町1丁目194番9地先まで		平成27年6月18日
15- 706	田井島3丁目 第14号線	南区田井島3丁目391番11地先から 南区田井島3丁目409番8地先まで		平成27年6月18日

告 示 第 4 5 2 号

平成 27 年 6 月 19 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		

えがしらクリニック 熊本市東区画区町大字重富510番地1 医療法人社団 大樹会 理事長 江頭 有朋	内科、リハビリテーション科	平成27年3月1日
(歯科)		
いろは歯科クリニック 熊本市北区大窪2-2-20 中川 真樹	歯科、小児歯科、矯正歯科	平成27年4月1日
(薬局)		
ふきのとう薬局 熊大病院前店 熊本市中央区九品寺一丁目18-14 株式会社花ひつじ 代表取締役 田中 純司	薬局	平成27年4月1日
さくら調剤薬局 植木店 熊本市北区改寄町字西久保2356-1 アドバンス株式会社 代表取締役 中村 明博	薬局	平成27年3月1日
(柔道整復)		
整骨院 元 宮口 祥伍 熊本市南区江越一丁目9番18号 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年3月31日
(あん摩・マッサージ)		
フレアス在宅マッサージ熊本 治久丸 歩 熊本市東区健軍四丁目14番22号2F 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	あん摩・マッサージ	平成27年4月7日
leaf在宅マッサージ 山口 衣利斗 熊本市東区戸島本町7番1号 株式会社Raibridge 代表取締役 富岡 美奈	あん摩・マッサージ	平成27年4月14日

告 示 第 4 5 3 号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	<u>こすみ皮膚科クリニック</u> 熊本市中央区山崎町31番地 医療法人 美澄会 理事長 小澄 法夫	平成27年4月1日	名称変更
旧	<u>小澄医院</u> 熊本市中央区山崎町31番地 医療法人 美澄会 理事長 小澄 法夫		
新	<u>城山皮膚科・泌尿器科クリニック</u> 熊本市西區城山下代三丁目1番3号 医療法人 美澄会 理事長 小澄 法夫	平成27年4月1日	名称変更

旧	城山小澄皮膚科クリニック 熊本市西區城山下代三丁目1番3号 医療法人 美澄会 理事長 小澄 法夫		
(施術)			
新	あすなろ鍼灸病院—熊本南— 熊本市中央区本荘町717-2 嶋田 裕	平成27年3月13日	名称変更 所在地変更
旧	あすなろ鍼灸病院—山崎— 熊本市中央区山崎町5-101 嶋田 裕		

告 示 第 4 5 4 号

平成 27 年 6 月 19 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
えがしらクリニック 熊本市南区田迎六丁目5番40号 医療法人社団 大樹会 理事長 江頭 有朋	平成27年2月28日

告 示 第 4 5 5 号

平成 27 年 6 月 19 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
蓮台寺在宅医療クリニック 熊本市西區蓮台寺三丁目4番48号 グラスコート105号 蓮台寺在宅医療クリニック 院長 高木 研一	内科・消化器内科	平成27年5月1日
くまがい眼科 熊本市中央区水前寺公園5番38号 ラティス水前寺公園1F 熊谷 直樹	眼科	平成27年4月1日
清藤クリニック 熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目10-14 医療法人 清藤クリニック 理事長 清藤 千景	内科、呼吸器内科、小児科、 緩和ケア内科、精神科	平成27年4月1日

イオンタウン田崎 総合診療クリニック 熊本市西区田崎町380番地イオンタウン田崎2F 医療法人インジェックス 理事長・院長 城本 和明	内科、消化器内科、内視鏡 内科、循環器内科、呼吸器 内科、リハビリテーション 科、女性内科、老年内科	平成27年5月1日
(柔道整復)		
おはな整骨院 健軍院 木村 毅一郎 熊本市東区健軍2-11-56-102 木村 毅一郎	柔道整復	平成27年5月7日
おはな整骨院 中間 将貴 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年4月20日
子飼整骨院 宮本 智和 熊本市中央区東子飼町8-41 宮本 智和	柔道整復	平成27年5月1日
整骨院 甲斐 甲斐 徹 熊本市南区島町4-15-32 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年5月7日
ほねつぎ平成けやき通り接骨院 中村 直由 熊本市南区馬渡2-3-32 株式会社丸光商事 代表取締役 山田 浩之	柔道整復	平成27年5月7日
(あん摩・マッサージ)		
在宅マッサージ クオン 坂本 鉄也 熊本市中央区南熊本5-1-1テルウェル熊本ビル4F 在宅マッサージ クオン 代表取締役 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成27年5月15日

告 示 第 4 5 6 号

平成27年6月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

	医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(医科)			
新	むさしが丘薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘4-10-11 株式会社 メビウス 代表取締役 木崎 宏	平成27年4月6日	所在地変更

旧	むさしが丘薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘4-10-8 株式会社 メビウス 代表取締役 木崎 宏		
新	せいらい調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目13-1 株式会社九品寺ファーマ せいらい調剤薬局 代表取締役 山下 隆雄	平成27年5月7日	所在地変更
旧	せいらい調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目13-18 株式会社九品寺ファーマ せいらい調剤薬局 代表取締役 山下 隆雄		
(施術)			
新	おはな整骨院 熊本市中央区帯山七丁目18-79 和田 脩平	平成27年3月30日	名称・所在地変更
旧	おはな整骨院 渡鹿院 熊本市中央区渡鹿三丁目14-16 和田 脩平		

告 示 第 4 5 7 号

平成 27 年 6 月 19 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
吉住眼科医院 熊本市中央区水前寺公園5番38号 吉住 眞	平成27年3月31日
清藤クリニック 熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目10番14号 医療法人清藤クリニック 理事長 清藤 千景	平成27年3月31日
城本胃腸科内科クリニック 熊本市中央区九品寺五丁目8番9号 城本 和明	平成27年4月15日
(柔道整復)	
おはな整骨院 熊本市中央区帯山7-18-79 丸目 祥子	平成27年3月31日

おはな整骨院 熊本市中央区帯山7-18-79 新井 春樹	平成27年3月31日
青山整骨院 熊本市東区长嶺東2-13-30 武田 芳道	平成27年4月21日
(鍼きゅう)	
青山鍼灸院 熊本市東区长嶺東2-13-30 武田 芳道	平成27年4月21日

告 示 第 4 5 8 号

平成 27 年 6 月 22 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名

1人（登載省略）

告 示 第 4 5 9 号

平成 27 年 6 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01634	グループホーム ヒューマンケア ア富合 熊本市南区富合町廻江829番地1	有限会社 ヒューマン・ケア 熊本県合志市幾久富1909番地700 代表取締役 下條 寛二	平成27年 7月1日	認知症対応型 通所介護
43901 01634	グループホーム ヒューマンケア ア富合 熊本市南区富合町廻江829番地1	有限会社 ヒューマン・ケア 熊本県合志市幾久富1909番地700 代表取締役 下條 寛二	平成27年 7月1日	介護予防認知 症対応型通所 介護

告 示 第 4 6 0 号

平成 27 年 6 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1

項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
439010 1642	デイサービス 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目3番10 7号	社会福祉法人仁風会 理事長 比企 裕 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号	平成27年 7月1日	認知症対応型 通所介護
439010 1642	デイサービス 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目3番10 7号	社会福祉法人仁風会 理事長 比企 裕 熊本市東区尾ノ上三丁目3番1号	平成27年 7月1日	介護予防認知 症対応型通所 介護

告示第461号

平成27年6月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

1 団体の名称

河内校区第11町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

事務所の所在地の変更

「熊本市西区河内町白浜1049番地」を「熊本市西区河内町白浜955」に改める。

代表者の氏名及び住所

「横田 和文 熊本市西区河内町白浜229番地」を「坂口 照光 熊本市西区河内町白浜814-4」に改める。

告示第462号

平成27年6月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

1 団体の名称

中尾自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「牧野 隆一」を「牧野 正澄」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町富応881番地」を「熊本市北区植木町富応940番地1」に改める。

告示第465号

平成27年6月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

1 団体の名称

中島校区第 10 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「中村 剛 熊本市西区沖新町 6 6 8 番地」を「宮本 秀一 熊本市西区沖新町 1 0 2 1」に改める。

告示第 4 6 6 号

平成 27 年 6 月 25 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 団体の名称

河内校区第十町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「東 千治 熊本市西区河内町船津 1 3 1 9」を「末川 崇 熊本市西区河内町船津 1 2 3 5」に改める。

告示第 4 6 7 号

平成 27 年 6 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
つくし薬局 熊本市北区楠八丁目 8-5 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導	平成 27 年 5 月 27 日
株式会社アガベ熊本薬局 熊本市東区湖東二丁目 2-28 株式会社 アガベ 代表取締役 藤木 一行	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 6 月 1 日
くまもと麻酔科クリニック 熊本市東区沼山津一丁目 3-1 東 兼充	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 6 月 8 日
福永調剤薬局 城南店 熊本市南区城南町阿高 1 4 7-7 株式会社 福永薬局 代表取締役 福永 恭子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 6 月 9 日
デイサービス ひのと 熊本市東区錦ヶ丘 10 番 15 号 合同会社 みるか 代表社員 田尻 貴浩	通所介護	平成 27 年 6 月 12 日
デイサービス 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目 3 番 107 号 社会福祉法人 仁風会 理事長 比企 裕	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成 27 年 7 月 1 日

みんなの薬局 熊本市中央区黒髪二丁目 31-27 株式会社 KMK 管理薬剤師 内田 幸一	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 26 年 12 月 1 日
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田八丁目 15-61 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 4 月 30 日
グループホーム ヒューマンケア富合 熊本市南区富合町廻江 829 番地 1 有限会社 ヒューマン・ケア 代表取締役 下條 寛二	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成 27 年 7 月 1 日
クローバー訪問介護事業所 熊本市北区高平三丁目 28 番 17 号 株式会社 吏相株式会社 代表取締役 稲田 良示	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 5 月 25 日
訪問介護ステーション さんさん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8 株式会社 煌城 代表取締役 水洗 恵子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 5 月 22 日
訪問看護ステーション デューン南熊本 熊本市南区富合町古閑 959-1 富合町複合 A 棟 株式会社 N・フィールド 代表取締役 野口 和輝	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 6 月 1 日
ナースステーション たいじゅ 熊本市北区四方寄町 1672-2 株式会社 A. C. E 代表取締役 緒方 伴泰	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 6 月 1 日
みどりの樹訪問看護ステーション 熊本市東区健軍 1-24-20 株式会社 リープス・ケア 代表取締役 中島 理子	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 6 月 1 日
訪問リハビリテーションゆずりは 熊本市南区城南町高 1099 番地 医療法人社団 誠心会 理事長 南 紀子	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成 27 年 6 月 1 日
ヘルパーステーション ハッピー 熊本市南区野田三丁目 9 番地 60 扇アパート 103 号 有限会社 白山商事 代表取締役 川原 幸子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 6 月 1 日
デイサービスかみくま 熊本市西区上熊本二丁目 15 番 24 号 医療法人 起生会 理事長 吉田 憲史	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 6 月 1 日
デイサービス笑楽人 熊本市東区戸島西一丁目 10 番 2 号 株式会社 デイサービス笑楽人 代表取締役 山本 あずさ	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 6 月 1 日
デイサービス そよ風の丘 さんさん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8 株式会社 煌城 代表取締役 水洗 恵子	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 6 月 1 日
くまもと龍田翔裕園 熊本市北区龍田町弓削 280-1 社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 27 年 6 月 1 日

カエツ 居宅介護支援事業所 熊本市南区日吉二丁目9番8号 合同会社 介護のカエツ 代表社員 嘉悦 広幸	居宅介護支援	平成27年6月1日
ケアプランセンター すまいる 熊本市北区八景水谷一丁目24-16 株式会社 ReLife aid 代表取締役 中野 茂	居宅介護支援	平成27年6月1日

告示第 4 6 8 号

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
訪問介護ステーション椿 熊本事業所 熊本市東区桜木4-9-20 株式会社 住心 代表取締役 山下 明美	平成27年5月11日	所在地変更
けやき苑居宅介護支援事業所 熊本市中央区萩原町9-52 医療法人 日限会 理事長 山本 藍	平成27年4月17日	その他変更
訪問介護事業所 けやき苑 熊本市中央区萩原町9-52 医療法人 日限会 理事長 山本 藍	平成27年4月17日	その他変更
多機能型居宅 玄気苑 熊本市中央区萩原町9-35 医療法人 日限会 理事長 山本 藍	平成27年4月17日	その他変更
グループホーム 悠々居 熊本市中央区萩原町9-45 医療法人 日限会 理事長 山本 藍	平成27年4月17日	その他変更
福祉用具貸与事業所 ひまわり 熊本市中央区神水一丁目21-16 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成27年6月1日	その他変更

告示第 4 6 9 号

平成 2 7 年 6 月 2 9 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - (1) 市県民税（普通徴収）
掲載省略 12件

- (2) 固定資産税
登載省略 1 件
- (3) 市県民税 (特別徴収)
登載省略 27 件
- (4) 法人市民税
登載省略 2 件

告 示 第 4 7 0 号

平成 27 年 6 月 29 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
山本区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「牧坂 勝典」を「原田 邦弥太」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本県鹿本郡植木町大字内 47 番地」を「熊本市北区植木町山本 612 番地」に改める。

告 示 第 4 7 1 号

平成 27 年 6 月 29 日

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) アイ・アートアカデミー熊本
熊本市中央区九品寺二丁目 3 番 5 号 九品寺ありえず 301 号室
 - (2) たんぽぽ江津
熊本市東区江津二丁目 20 番 1 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 特定非営利活動法人 絆
熊本市中央区上通町 4 番 10 号
松本 俊宏
 - (2) 株式会社 アインバンド
熊本市北区龍田六丁目 3 番 30 号
松尾 泰一朗
- 3 指定年月日
平成 27 年 7 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
 - (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス
 - (2) 放課後等デイサービス
- 5 主たる対象者
 - (1) 難聴児、重症心身障害児を除く障害児
 - (2) 重症心身障害児を除く障害児

告 示 第 4 7 3 号

平成 27 年 6 月 30 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 6 月 4 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、南区富合町木原 1656
イ	平成 27 年 6 月 5 日	上通りエリア
ウ	平成 27 年 6 月 8 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
エ	平成 27 年 6 月 9 日	銀座通りエリア
オ	平成 27 年 6 月 10 日	銀座通りエリア、北区植木町石川 140-2
カ	平成 27 年 6 月 11 日	中央区大江六丁目 1-85 大江出張所、北区龍田四丁目 2
キ	平成 27 年 6 月 12 日	中央区渡鹿八丁目東海学園駅前駐輪場
ク	平成 27 年 6 月 15 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、東区花立四丁目 3
ケ	平成 27 年 6 月 16 日	上通りエリア、北区植木町豊田
コ	平成 27 年 6 月 18 日	新水前寺駅西高架下駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場
サ	平成 27 年 6 月 19 日	西区春日三丁目熊本駅前、西区二本木四丁目 17、中央区下通一丁目 7、東区尾ノ上二丁目 17

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 9 月 30 日まで

2 移動・保管台数

自転車 190 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 7 4 号

平成 27 年 6 月 30 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 6 月 30 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 92 台

告示第 475 号

平成 27 年 6 月 30 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日	その他
6 月 8 日	はり札等	6	出仲間・中原町・並立	6 月 9 日	
6 月 11 日	はり札等	1	新生	6 月 12 日	
6 月 15 日	はり札等	2	富合町杉島	6 月 16 日	
6 月 18 日	はり板等	1	櫛野町	6 月 19 日	
6 月 19 日	はり札等	1	花立	6 月 20 日	
6 月 22 日	はり札等	16	水前寺・錦ヶ丘・国府・蓮台寺	6 月 23 日	
	立看板等	3	桜木		
6 月 23 日	はり札等	6	上南部	6 月 24 日	
	立看板等	1	楡木		
6 月 25 日	はり札等	12	池田・山ノ内・小峯・戸島・中原町	6 月 26 日	
6 月 26 日	はり札等	25	楡木・清水亀井町・西原・長嶺西	6 月 27 日	
	立看板等	8	楡木・楠		
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）					

告示第 476 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1363	デイサービス 和家 熊本市中央区渡鹿五丁目 5 番 60 号	株式会社 輪 熊本市中央区渡鹿五丁目 5 番 60 号 代表取締役 杉野 和哉	平成 27 年 7 月 1 日	通所介護
437011 1363	デイサービス 和家 熊本市中央区渡鹿五丁目 5 番 60 号	株式会社 輪 熊本市中央区渡鹿五丁目 5 番 60 号 代表取締役 杉野 和哉	平成 27 年 7 月 1 日	介護予防通所介 護

告 示 第 4 7 7 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437011 1389	デイサービスセンター みかんの 花 熊本市西区池上町 7 7 4 番地	社会福祉法人陽光 熊本市西区河内町白浜 1 4 4 0 番地 2 理事長 金澤 剛	平成 27 年 7 月 1 日	通所介護
437011 1389	デイサービスセンター みかんの 花 熊本市西区池上町 7 7 4 番地	社会福祉法人陽光 熊本市西区河内町白浜 1 4 4 0 番地 2 理事長 金澤 剛	平成 27 年 7 月 1 日	介護予防通 所介護

告 示 第 4 7 8 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437011 1371	デイサービス 陽向 城南事業所 熊本市南区城南町下宮地 9 1 8 - 2	アニス株式会社 熊本県八代市古城町 2 9 1 4 番地 1 代表取締役 福岡 京子	平成 27 年 7 月 1 日	通所介護

告 示 第 4 7 9 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月 日	サービスの種類
437011 1405	あじさいのもり九州 熊本市南区砂原町 2 0 0 番地 1	リハタウン・九州株式会社 熊本市南区砂原町 2 0 0 番地 1 代表取締役 北村 智行	平成 27 年 7 月 1 日	通所介護
437011 1405	あじさいのもり九州 熊本市南区砂原町 2 0 0 番地 1	リハタウン・九州株式会社 熊本市南区砂原町 2 0 0 番地 1 代表取締役 北村 智行	平成 27 年 7 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 4 8 0 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11421	みずき苑デイサービス 熊本市北区龍田五丁目12番1号	有限会社キョーシン福祉会 熊本市北区龍田五丁目12番1号 代表取締役 竹山 秀敏	平成27年 7月1日	通所介護
43701 11421	みずき苑デイサービス 熊本市北区龍田五丁目12番1号	有限会社キョーシン福祉会 熊本市北区龍田五丁目12番1号 代表取締役 竹山 秀敏	平成27年 7月1日	介護予防通所介護

告 示 第 4 8 1 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11413	デイサービス榎木公園 熊本市北区榎木三丁目10-12	株式会社楽楽 熊本市東区江津二丁目37番1号 代表取締役 田中 英昭	平成27年 7月1日	通所介護

告 示 第 4 8 2 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1447	居宅介護支援事業所 なんぶの森 熊本市南区南高江六丁目2-24	医療法人憲和会 熊本市南区南高江六丁目2-24 理事長 坂本 憲史	平成27年 7月1日	居宅介護支援

告 示 第 4 8 3 号

平成 27 年 6 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条

の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370111 439	ケアセンターしんか 熊本市南区八分字町2918-1	株式会社 しんか 熊本市南区八分字町2482 代表取締役 野俣 貞年	平成27年 7月1日	居宅介護支援

公 告

公告第 480 号

平成 27 年 6 月 19 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 88 条第 2 項の規定により、熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供する。ついては、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 55 条の 2 において準用する同令第 3 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧期間 平成 27 年 6 月 22 日から 7 月 5 日まで
- 2 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦覧場所 熊本市中央区本山二丁目 9 番 5 1 号
熊本駅周辺整備事務所

公告第 486 号

平成 27 年 6 月 19 日

熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 23 条の規定により、平成 26 年度の同条例による文書等の開示の実施状況を次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

平成 26 年度情報公開制度の実施状況

（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

- 1 開示請求件数及びその処理状況

（単位：件）

開 示 請 求 件 数	処 理 状 況									
	開 示 決 定	部 分 開 示 決 定	請求拒否決定					合 計	取 下 げ	却 下
			不 開 示	存 否 不 回 答	不 存 在	そ 他	小 計			
1219	822	345	15	1	78	6	100	1267	13	0

〔備考〕

- 1 1 件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 - 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
 - 3 存否不回答とは、条例第 9 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
 - 4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- 2 実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	開 示 請 件 数	処 理 状 況									合 計	取 下 げ	却 下
		開 示 決 定	部 分 開 示 決 定	請 求 拒 否 決 定						計			
				不 開 示	存 在 不 回 答	不 存 在	そ の 他	計					
市 長	総 務 局	13	8	3	1	0	4	1	6	17	0	0	
	企画振興局	29	11	17	0	0	4	0	4	32	0	0	
	財 政 局	6	3	1	1	1	0	0	2	6	0	0	
	健康福祉 子ども局	242	188	50	1	0	6	0	7	245	2	0	
	環 境 局	31	20	7	0	0	6	0	6	33	0	0	
	農水商工局	21	9	8	0	0	4	0	4	21	1	0	
	観光文化 交流局	16	12	4	0	0	0	0	0	16	1	0	
	都市建設局	596	350	223	5	0	22	5	32	605	7	0	
	中央区役所	4	2	2	0	0	1	0	1	5	0	0	
	東区役所	2	2	0	0	0	1	0	1	3	0	0	
	西区役所	4	3	0	0	0	2	0	2	5	0	0	
	南区役所	13	11	2	0	0	1	0	1	14	0	0	
	北区役所	3	3	0	0	0	1	0	1	4	0	0	
	会計総室	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	都市政策 研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	981	623	317	8	1	52	6	67	1007	11	0		
教 育 委 員 会	45	39	7	2	0	4	0	6	52	0	0		
選挙管理委員会	2	0	1	1	0	1	0	2	3	0	0		
人 事 委 員 会	5	4	0	0	0	1	0	1	5	0	0		
監 査 委 員	2	0	1	0	0	1	0	1	2	0	0		
農 業 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0		
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公営企業 管理者	交 通 局	4	3	1	1	0	1	0	2	6	0	0	
	上下水道局	136	130	3	1	0	3	0	4	137	2	0	
	病 院 局	4	2	2	1	0	3	0	4	8	0	0	
消 防 長	消 防 局	35	19	10	1	0	11	0	12	41	0	0	
議 会	3	1	2	0	0	1	0	1	4	0	0		

合 計	1 2 1 9	8 2 2	3 4 5	1 5	1	7 8	6	1 0 0	1 2 6 7	1 3	0
-----	---------	-------	-------	-----	---	-----	---	-------	---------	-----	---

3 不服申立ての件数及び処理状況

(単位：件)

不服申立て件数		処理状況					
		決定済	裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ	
2 6 年 度	異議申立て	6	10		5	1	0
	審査請求	0		0	0	0	0
合 計		6	10	0	5	1	0

[備考]

- 平成 26 年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況も含むため、不服申立て件数と処理状況の件数は一致しない。

公 告 第 4 8 7 号

平成 27 年 6 月 19 日

熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 35 条の規定により、平成 26 年度と同条例による文書等の開示の実施状況を次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

平成 26 年度個人情報保護制度の実施状況

（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

1 開示請求件数及びその処理状況

(単位：件)

開示請求件数	処 理 状 況							
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
94	52	30	3	14	1	100	2	0

[備考]

- 1 件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 - 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
 - 存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 2 実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関		開示件数 請求	処 理 状 況							
			開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下
市 長	総務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画振興局	4	28	10	1	11	0	50	1	0
	財政局	3	2	0	0	1	0	3	0	0
	健康福祉子ども局	2	11	10	0	2	0	23	1	0
	環境局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農水商工局	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	観光文化交流局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市建設局	2	2	0	0	0	0	2	0	0
	中央区役所	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	東区役所	2	1	1	0	0	0	2	0	0
	西区役所	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	南区役所	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	北区役所	4	1	3	0	0	0	4	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	8	46	27	1	14	0	88	2	0
	教育委員会	5	4	1	2	0	1	8	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営 企業 官	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防 長	消防局	4	2	2	0	0	0	4	0	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		9	52	30	3	14	1	100	2	0

3 不服申立ての件数及び処理状況

(単位：件)

不服申立て件数			処理状況			
			決定済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
26年度	不服申立て	4	1	2	0	2

4 訂正請求の状況

(単位：件)

訂正請求件数			処理状況		
			訂正	一部訂正	非訂正
26年度	訂正請求	0	-	-	-

5 利用停止請求の状況

(単位：件)

	利用停止請求件数
26年度	0

公告第 488 号

平成 27 年 6 月 22 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 10 月 22 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン田崎

熊本市西区田崎町字下寄 380 番 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 穂積 孝一

(変更後) 代表取締役 田中 敬士

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) イオンタウン田崎

(変更後) イオンタウン田崎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 柴田 英二	福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
その他未定	—	—

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 佐々木 勉	福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
株式会社キクチ	代表取締役 菊池 秀昭	熊本県宇土市善道寺町 9 番地
株式会社ジーフト	代表取締役 神田 和秀	名古屋市千種区今池三丁目 4 番 10 号
株式会社マックハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
株式会社多津屋	代表取締役 松田 照美	長崎県長崎市浜町 4-4
株式会社AOKI	代表取締役 清水 彰	横浜市都筑区葛が谷 6-56

株式会社ワールド	代表取締役 寺井 秀藏	神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 号
株式会社白い貴婦人	代表取締役 松田 茂男	熊本市北区貢町 5 3 7 番地 1 8
有限会社串玉カンパニー	代表取締役 岩下 周二	熊本市中央区国府三丁目 2 8 番 2 9 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成 27 年 4 月 1 日

(2) 大規模小売店舗の名称

平成 26 年 1 2 月 1 3 日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 26 年 1 2 月 1 3 日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

代表取締役交代のため

(2) 大規模小売店舗の名称

店舗名称の決定のため

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の確定のため

5 届出年月日

平成 27 年 6 月 1 2 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 27 年 6 月 2 2 日から平成 27 年 1 0 月 2 2 日まで

公 告 第 4 9 1 号

平成 27 年 6 月 2 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区銭塘町字五町 1 3 9 9 番、1 4 0 0 番 1

4 6 8. 0 6 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 4 9 3 号

平成 27 年 6 月 2 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区京塚本町1782番8, 1785番21の一部, 1785番22の一部, 1791番34の一部, 1791番35
1, 126.89平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区京塚本町48番34号
株式会社 環境都市開発
代表取締役 林 裕之

公 告 第 4 9 5 号

平成27年6月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区会富町字千手86番3, 87番3, 88番3, 88番4, 89番1
440.52平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区内坪井町9番50号
株式会社 あいのしま
代表取締役 盛 理恵

公 告 第 4 9 9 号

平成27年6月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中原町字上白地640番, 641番, 642番
2, 996.82平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目8番55号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也
熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠

公 告 第 5 0 0 号

平成27年6月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田二丁目364番, 365番1, 365番2, 366番, 367番, 370番、

371番

2, 428. 62平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水道町5番21号
株式会社 ホームステージ
代表取締役 田邊 勝宣

公告第501号

平成27年6月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画区町大字重富字道下472番及び水路の一部
1, 173. 17平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社 ハピネス
代表取締役 中園 千加江

公告第502号

平成27年6月26日

熊本都市計画地区計画の案を作成したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく熊本市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第13号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに縦覧に供された都市計画の原案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大西 一史

- 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画地区計画 近見三丁目地区地区計画
- 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区近見三丁目の一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課、南区役所総務企画課
- 縦覧期間
平成27年6月26日から平成27年7月10日まで

公告第503号

平成27年6月26日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

- 換価財産
売却区分番号 2
【土地の表示】
(7) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目

- 地番 478番1
地目 宅地
地積 412.27㎡
- (i) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 478番3
地目 宅地
地積 16.20㎡ (持分3分の2)
- (v) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 479番2
地目 宅地
地積 25.87㎡ (持分3分の2)
- (x) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 480番
地目 宅地
地積 23.00㎡ (持分3分の2)
- (t) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 483番
地目 公衆用道路
地積 56.00㎡ (持分21分の2)
- (h) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 491番
地目 宅地
地積 13.39㎡ (持分21分の2)
- (k) 所在 熊本市中央区黒髪三丁目
地番 492番
地目 宅地
地積 99.17㎡ (持分21分の2)

【建物の表示】

所在 熊本市中央区黒髪三丁目478番地1

家屋番号 478番1

構造 鉄骨・木造セメント瓦葺2階建

床面積 1階 114.91㎡

2階 114.91㎡

2 最高価申込価額 12,810,000円

3 最高価申込者氏名又は名称 登録省略

4 最高価申込者の決定年月日 平成27年6月25日(木)

5 売却決定日時及び場所

日時:平成27年7月2日(木)午前10時00分

場所:熊本市財政局納税課

公告第508号

平成27年6月30日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する者は、平成 27 年 10 月 30 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) APタウンTSUNOURA
 熊本市北区津浦町628番5

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役社長 永見 信之	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之	愛媛県今治市八町西三丁目6番30号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 28 年 2 月 20 日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7, 650平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

No. 1 建物西側 271台

No. 2 建物(A棟)屋上 200台 合計 471台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物(A棟)北西側 69台

建物(C棟)西側 41台 合計 110台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物(A棟)南側 45.5平方メートル

建物(C棟)北側 45.5平方メートル

建物(C棟)西側 15.0平方メートル

合計 106.0平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内(A棟)南側 16.25立方メートル

建物(C棟)北側 12.80立方メートル

合計 29.05立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 荷さばき施設No. 1 24時間
 荷さばき施設No. 2 24時間
 荷さばき施設No. 3 午前6時00分から午前9時00分まで

8 届出年月日

平成27年6月19日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成27年6月30日から平成27年10月30日まで

中 央 区

中央区告示第17号

平成27年6月16日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年6月9日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野晃

以下、登載省略

中央区告示第18号

平成27年6月25日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年6月15日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野晃

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第39号

平成27年6月19日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第2号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第722号	熊本市南区城南町下宮地590番地5 株式会社アクア九州 代表取締役 牛島 公司	平成27年5月26日

上下水道局告示第40号

平成27年6月19日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給

水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 8 6 号	熊本市中央区帯山九丁目 3 番 1 0 号 有限会社神山システム 代表取締役 神山 麻衣子	平成 27 年 6 月 17 日

上下水道局告示第 4 1 号

平成 27 年 6 月 24 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 3 3 号	熊本市中央区帯山九丁目 3 番 1 0 号 有限会社神山システム 代表取締役 神山 麻衣子	平成 27 年 6 月 15 日

上下水道局告示第 4 2 号

平成 27 年 6 月 24 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 8 7 号	熊本市東区下南部一丁目 3 番 1 3 0 号 株式会社サンテクノ 代表取締役 福田 善之	平成 27 年 6 月 19 日

病 院 局

病院局公告第 37 号

平成 27 年 6 月 30 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 7 月 31 日（金）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載する。

監 査

監 委 公 告 第 8 号

平成 27 年 6 月 18 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度の監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘
熊本市監査委員 坂 田 誠 二
熊本市監査委員 飯 銅 芳 明
熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

〔定期監査（財務）〕

1 監査の対象

会計総室、市長事務部局、教育委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、東区選挙管理委員会事務局、北区選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局北区分室のうち、資料(1)（掲載省略）の市機構図中□□で囲んでいる局、課等。

2 監査の期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 6 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年 9 月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち、主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

（共通事項）

〔指摘事項 1〕 補助金等の交付事務について：西部土木センター、競輪事務所、障がい保健福祉課

補助金等の交付事務に関して、次のような事項が見受けられた。

・平成 25 年度「熊本市公園愛護会助成金」や「日本競輪選手会熊本支部補助金」及び「熊本東区防犯協会補助金」の交付において、事業の実施報告書及び決算書は提出されているにもかかわらず、交付確定に関する手続きが行われていなかった。

（西部土木センター）（競輪事務所）

・「第 38 回熊本県脳性マヒ児・者心理療育キャンプ事業費補助」において、平成 26 年 8 月末で補助事業は終了していたが、補助団体からの実績報告書が提出されておらず、交付確定の手続きが行われないまま 5 ヶ月が経過していた。（障がい保健福祉課）

補助金等の交付に関する事務取扱については、熊本市補助金等交付規則（昭和 43 年規則第 44 号）で規定されている。交付確定については、同規則第 10 条に明記されており、補助団体等からの実績報告に基づき事業内容や成果等を審査、確認し、補助団体等に交付確定の通知を行なうことで、補助金等の交付に関する一連の事務処理が終わることとなる。補助金等の交付に関する事務にあたっては、同規則に則り、適正に処理されたい。

〔指摘事項 2〕 選挙事務に係る時間外勤務命令及び確認について：東区選挙管理委員会事務局、北区選挙管理委員会事務局

市長選挙及び衆議院議員総選挙事務において、「時間外勤務命令書」に、受命責任者印や所属長印の押印漏れや、職務代理者の氏名の記載漏れが見受けられた。

また、「時間外勤務等報告・確認書」に、従事時間の欄の記載内容誤り、時間数の欄の鉛筆書き及び無記入並びに確認者欄の押印漏れなどが見受けられた。

時間外勤務命令書や時間外勤務等報告・確認書は、選挙事務従事者の時間外手当支給の根拠となる重要な書類である。このことから、作成にあたっては消滅しにくいボールペン等を使用さ

れるとともに、必要項目の記載等の漏れが無いよう努められたい。

(局別事項)

○会計総室

適正に執行されているものと認められた。

○総務局

適正に執行されているものと認められた。

○企画振興局（現市長政策総室・市民局）

適正に執行されているものと認められた。

○財政局

適正に執行されているものと認められた。

○健康福祉子ども局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項及び共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 3] 事務の執行について：高齢介護福祉課

高齢介護福祉課の事務において、次のような事項が見受けられた。

・「平成 26 年度熊本市老人クラブ連合会補助金」の概算交付申請書には、年度当初から経費の支出が見込まれる旨の申請理由と分割交付内訳（4 月、7 月、10 月、1 月の支払い月と各月概算交付額）が書かれ、4 月 1 日付で概算交付決定がされていた。その後、4 月分と 7 月分は 8 月 21 日付の請求書で支払われていた。

概算交付決定書においても分割交付内訳が明記されており、決定内容に則った概算払いを行なわれたい。また、補助団体と協議され、運営の状況によっては概算払いの時期や回数の見直しについても検討されたい。

・「平成 26 年度熊本市高齢者相談事業業務委託」、「平成 26 年度熊本市ふれあいいきいきサロン事業業務委託」及び「平成 26 年度認知症家族支援（認知症コールセンター）業務委託」の委託料において（いずれも 2 回払いの契約）、受託者の請求の遅延により、契約書に明記されている支払月よりも 2 ヶ月～3 ヶ月遅れで受託者に支払われていた。

今後、受託者に対して、契約内容を遵守され請求が遅れないよう指導されたい。また、適正な事務執行を行なうためにも、契約書を作成する際には、契約内容の十分な確認とともに、実情に応じて支払い時期等の契約内容を精査することについても検討されたい。

・「地域包括支援センターパンフレット」の印刷において、半年間に 4 回、2 千程度の部数で増刷の分割発注が行われていた。（増刷の必要性から、本来なら一括して発注する契約事務を行なうべきであった。）

今後、計画的な発注を行ない、支出の抑制と事務の効率性、公正性の確保が図られるよう事務執行に努められたい。

○環境局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 4] 予定価格の設定について：東部クリーンセンター

ワックス仕上げ業務委託、浄化槽保守点検業務委託及びプロパンガス供給契約の実施同において、予定価格や執行予定総額が予算額を上回っていた。

予定価格は、契約の相手方を決定する基準となり、契約を締結するためには予定価格以上の予算が確保されている必要がある。

予算額を考慮のうえ予定価格の設定を行い、予算が不足する場合は、予算措置を行うなど適切な契約事務の執行に努められたい。

○農水商工局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項及び共通事項

として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 5] 証明手数料の指定金融機関への払込みについて：農業政策課

窓口（本庁 8 階農業政策課）で収納された「農地に関する証明手数料」が、何日分かの収納金額をまとめて指定金融機関に払込まれていた。

会計規則では、現金を収納したときは、収納した日の翌日までに指定金融機関等へ払込むものとする規定されている。この規則は、現金の収納事務における現金の紛失、盗難等の事故を回避するために規定されているものなので、職員一人ひとりがその重要性を認識し、現金については慎重に扱わなければならない。

また、指定金融機関が本庁の 1 階にあり、毎日払込むことが十分に可能であると思われるので、金額の多少にかかわらず、適正な収納事務を行われたい。

（参考：熊本市会計規則第 20 条）

○観光文化交流局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 6] 業務委託における仕様書及び見積書の内訳について：スポーツ振興課

城南総合スポーツセンター樹木剪定業務委託契約においては、契約前の主管課長との事前協議及び実施伺の段階で、業務の仕様を樹木伐採及び残材処分としていたが、実際の業務においては口頭指示により雑草刈も合わせて受託者に行わせていた。この業務内容の変更については、見積り参加業者の見積書の内訳の中で雑草刈との記載が確認出来るだけで、発注者である当市の仕様書及び伺からは何も確認することが出来なかった。また、見積りの内容も樹木剪定と雑草刈それぞれの積算が必要であったが、実際は雑草刈のみを想定したようなものとなっていた。

一度決裁を受けた業務内容を変更する場合には、当然変更に係る決裁が必要であり、適切に処理されたい。

また、積算単価が異なる業務を合わせて発注する場合には、見積金額の根拠を確認するうえにおいても業務毎の内訳を明確にされた見積書を徴取されたい。

○都市建設局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○東区役所

適正に執行されているものと認められた。

○北区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 7] 見積書の確認について：農業振興課北部分室

明徳町五反田地区排水路上補修工事において、小規模工事等に係る有資格者名簿（契約検査総室が管理）に登載されている 6 社の業者を選定し、見積り合わせが行われていたが、このうち最低価格であった業者から徴取された見積書の首標金額が鉛筆書きのまま業者が決定され、契約締結されていた。

調査の結果、業者が会社内の決裁のため、見積り金額を鉛筆で記載していたものを、そのまま提出したものであることが判明した。

熊本市会計規則においては、証拠書類は鉛筆その他の消滅しやすいもの（消えるボールペンなど）を使用してはならないとされており、また、証拠書類の首標金額は改ざん又は訂正してはならないとされている。

見積り合わせの場合の見積書が鉛筆書きであることは適当ではないものの、金額の確認ができ、それに基づいてなされた契約自体は無効とまでは言えないが、契約締結等の事務処理においては、修正や訂正が不可能なボールペン等で記載されている証拠書類が必要であるため、見積書の徴取

にあたっては、記載漏れや鉛筆書きなどがないか確認するよう徹底されたい。

(参考：熊本市会計規則第 6 3 条、第 6 4 条)

○消防局

適正に執行されているものと認められた。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 8] 複写料の収入事務について：図書館

熊本市立図書館において、所蔵する資料の複写を利用者が希望する場合は「資料複写申込書(以下「申込書」という。)を提出させ、複写料を収入している。

複写料の収納方法は 2 種類あり、マイクロフィルムとデータベースの複写料はレジスターにより領収証を発行し、その他の資料の複写料はコイン式複写機(投入した金額の分だけ複写できる機械)で収納している。

当該事務において、次のような事項が見受けられた。

・平成 2 6 年 4 月 1 8 日の複写料の調定において、マイクロフィルムとデータベースの複写料の調定額が、当日のレジスターの合計額より 4 0 円少なかった。

・平成 2 6 年 4 月 2 5 日の複写料の調定において、マイクロフィルム複写料の調定額が 8 0 円となっていたが、当日のレジスターの合計額は 0 円であった。レジスターが未使用であることから、結果として領収証が未発行の状態となっていた。

これは、窓口担当の嘱託職員が一連の収納事務を行い、業務終了後に集計表と現金を事務所の職員に渡し、それを受けて事務所の職員が調定を行っているが、このとき、レジスターの記録や申込書までは確認せず、嘱託職員からの集計表と現金を合わせるのみの作業となっていたため起こったものである。

収入すべき金額は、集計表だけではなく、証拠書類であるレジスターの記録及び申込書と照合したうえで確定されたい。また、レジスターで収納した複写料については、熊本市会計規則(昭和 3 9 年規則第 2 9 号)第 1 9 条により領収証を発行しなければならないものであるため、規則に則り、正確な収入事務を行われたい。

○監査事務局

適正に執行されているものと認められた。

○人事委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○熊本市選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○東区選挙管理委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○北区選挙管理委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○農業委員会事務局北区分室

適正に執行されているものと認められた。

5 意見

○ 嘱託職員・臨時職員雇用に係る事務処理について：各課共通

嘱託職員・臨時職員の雇用手続き等の事務処理において、次のような事項が見受けられた。

・嘱託職員を再雇用する場合であるが、更新する年度当初において、新たな任用伺いを作成されていなかった事例が見受けられた。また、再雇用の場合、特に必要があると認められる場合

は再任できるとされているが、伺いの中に再任する理由等、記載内容にも不備な点が散見された。

・通勤費用についてであるが、通勤費用認定願を提出させ、所属長の承認を得るように通知されているが、所属長等の確認者欄の押印が無いものや、内容の記載漏れ、更には、再雇用の際に、認定願が再度提出されていないまま通勤費用が支給されていたものがあった。

・勤務条件通知書についてであるが、雇用開始の際には勤務条件通知書を交付しなければならないが、口頭で説明されただけで、通知書を交付していなかったり、記載内容が不備なもの等が見受けられた。

嘱託職員・臨時職員の雇入手続き事務に関しては、報酬や賃金、通勤費用の支給に係ることになるので、内容を確実に把握され、漏れの無いよう適正な事務の執行に努められたい。

○ 納付期限の記載漏れについて：各課共通

歳入を収入するときは、性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならないが、期限を定めて納入通知書等により納入通知を行うものとされているが、自動販売機電気料等の納入通知書に納付期限の記載がないものが複数の課で見受けられた。

会計規則では、納入通知書等に指定する納付期限は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、通知の日から 15 日以内において定めるものとされている。また、その後の債権管理事務手続き（督促、催告等）を適切に行うためにも必要であるため、納入通知書には納付期限を必ず明記されたい。

（参考：熊本市会計規則第 12 条）

○ 契約保証金免除の取扱について：各課共通

契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に損害の賠償に充てるべき金額を予納させるものであり、原則として納付を義務付けている。しかしながら、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 2 条第 2 項各号の要件に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができると規定している。

今回の定期監査において、同規則第 2 条第 2 項第 3 号の規定を適用して契約保証金を免除とする場合に、契約の相手方から契約の履行を証する証拠書類等を確認することなく取り扱っていた事例が見受けられた。同項第 3 号では「契約の相手方が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定されており、契約実績を証する証拠書類等で確認し、契約保証金を免除とするかどうかを判断することになる。

契約保証金を免除とする場合には、契約の相手方が契約を履行できなくなるおそれや、契約が履行されなかった場合に被害を受けるリスク等を念頭に置きながら、同規則第 2 条第 2 項各号に適合していることを確実に確認したうえで、熊本市契約事務マニュアルに基づいた適正な取扱いを行われたい。

資料(1) 市機構図及び実地監査の対象部署（登載省略）

資料(2) 歳入予算の執行状況表（登載省略）

資料(3) 歳出予算の執行状況表（登載省略）

〔定期監査（工事）〕

1 監査の対象

(1) 監査対象部署

都市建設局

交通政策総室、熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室、都心活性推進課、営繕課、設備課、住宅課、道路整備課、土木管理課、河川課、公園課、東部土木センター、西部土木センター（河内分室、富合地域整備室、城南地域整備室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）、植木中央土地区画整理事務所

(2) 監査対象工事

今回監査の対象としたものは、上記部署において、平成25年10月1日から平成26年9月30日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託1,162件である。このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる84件の工事及び業務委託について監査を実施した。

2 監査の期間

平成26年11月28日から平成27年3月6日まで

3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

5 要望事項

○ 高炉セメントの使用について：共通

熊本市では「熊本市グリーン購入指針」に基づき、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品などの調達を推進しており、普通ポルトランドセメントに比べ製造過程における二酸化炭素の発生量が少ない高炉セメントの使用拡大に取り組むこととしている。

高炉セメントは初期強度が小さく、早期に強度を必要とする建築躯体などには適さないものの、一定の養生期間を確保すればむしろ長期強度が大きくなること、また地域や市況次第では普通ポルトランドセメントに比べて安価であることなどから、土木工事をはじめとして広く使用されている。

今回監査を行った市営住宅をはじめとする建築工事においては、高炉セメントの使用に係る具体的基準が十分でないことから、結果的に駐輪場の基礎や土間、擁壁などの外構のコンクリート工事の多くにおいて高炉セメントが使用されていない実態となっている。

建築工事においても、高炉セメントを使用できる場所がより多く考えられることから、その一層の使用拡大を図るため、使用対象の具体的例示など、よりわかりやすい基準づくりと積極的な運用について検討されたい。

資料 工事監査実施一覧表（登載省略）

監 委 公 告 第 9 号

平成27年6月18日

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第48条第2項の規定により審査に付された平成26年度城南町合併特例区一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

城南町合併特例区は、設置期間の満了により、平成27年3月22日に解散したことに伴い、同日をもって収支を打ち切り、決算を行っている。

したがって、この決算において平成26年度とは、平成26年4月1日から平成27年3月22日までの期間をいう。

第1 審査対象

平成26年度城南町合併特例区一般会計歳入歳出決算

第2 審査期間

平成27年4月8日から平成27年4月13日まで

第3 審査方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況に主眼をおき、これらの計数を城南町合併特例区所管の関係諸帳簿及び提出された決算資料と照合することにより実施した。

また、予算の執行状況等については、これらの資料のほか、例月現金出納検査の結果も考慮したうえ、必要に応じて関係職員から説明を受け、その適否について審査した。

第4 審査結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条及び第16条の2に定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

また、予算の執行状況についても、歳入歳出予算ともに、適正に執行されていると認められた。

第5 審査概要

1 総括

(1) 事業概要

合併特例区では、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第30条の規定に基づき、合併前の町等で処理されていた事務のうち、合併後の一定期間、その区域で処理することが当該事務の効果的な処理に資するものや、当該区域住民の生活の利便性の向上などのため特に必要と認められる事務について、規約に規定し処理することとされている。

城南町合併特例区は、同法第26条第1項の規定に基づき、平成22年3月23日に旧城南町の区域に設置されて以来、城南町合併特例区規約第4条において、

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における地域教育支援事業に関すること。

を合併特例区の事業としている。平成26年度についても同様の事務事業が行われた。

(2) 決算収支状況

平成26年度の一般会計の決算収支状況は次のとおりである。

決 算 収 支 の 状 況

(単位:千円、%)

区 分	26年度	25年度	比較	増減率
① 歳入総額 A	64,244	63,349	895	1.4
② 歳出総額 B	62,778	62,327	451	0.7
③ 歳入歳出差引額 C(A-B)	1,466	1,022	444	43.4
④ 翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	-
⑤ 実質収支 E(C-D)	1,466	1,022	444	43.4
⑥ 前年度実質収支 F	1,022	1,268	△ 246	△ 19.4
⑦ 単年度収支 G(E-F)	444	△ 246	690	△ 280.5

注) 平成26年度の会計は、平成26年4月1日から平成27年3月22日までの356日間

2 一般会計

(1) 歳入

ア 決算状況

歳入の決算状況は、次のとおりである。

一般会計歳入決算状況

(単位：円)

予算現額	調定額	収入済額	執行率	収納率	不納欠損額	収入未済額
A	B	C	C/A	C/B		
64,151,000	64,243,964	64,243,964	100.1%	100.0%	0	0

平成26年度の収入済額は64,243,964円で、前年度に比べ894,862円・1.4%増加している。また、収入済額の予算現額に対する割合(執行率)は100.1%で前年度と同じになっており、また収入総額の調定額に対する割合(収納率)も前年度と同じく100.0%となっている。

イ 款別歳入状況

歳入状況を款別にみると次のとおりである。

款別歳入決算状況

(単位：円)

款別	予算現額A	調定額		収入済額			不納欠損額	収入未済額
		金額B	B/A	金額C	C/A	C/B		B-C
1 合併特例区交付金	62,926,000	62,926,000	100.0%	62,926,000	100.0%	100.0%	0	0
2 繰越金	1,022,000	1,021,523	100.0%	1,021,523	100.0%	100.0%	0	0
3 諸収入	203,000	296,441	146.0%	296,441	146.0%	100.0%	0	0
合計	64,151,000	64,243,964	100.1%	64,243,964	100.1%	100.0%	0	0

① 第1款 合併特例区交付金

収入済額は62,926,000円で、前年度に比べ1,363,000円・2.2%増加している。これは、歳出予算に対し歳入予算の不足する額を合併特例区交付金として熊本市から交付されたものである。

② 第2款 繰越金

収入済額は1,021,523円で、前年度に比べ246,612円・19.4%減少している。

これはすべて、前年度の決算によって生じた剰余金が繰り越されたものである。

③ 第3款 諸収入

収入済額は296,441円で、前年度に比べ221,526円・42.8%減少している。これは預金利息(6,441円)、水泳教室やボウリング大会など参加料の雑入(290,000円)である。減少した主な理由は、平成25年度まで開催されていた熊本10マイル公認ロードレース大会の中止や、夏休み水泳教室の会場変更による定員数の縮小等に伴う参加料の減少によるものである。

(2) 歳出

ア 決算状況

歳出の決算状況は、次のとおりである。

一般会計歳出決算状況

(単位 : 円)

予算現額 A	支出済額 B	執行率 B / A	翌年度繰越額	不用額
64,151,000	62,778,135	97.9%	0	1,372,865

平成26年度の支出済額は62,778,135円で、前年度に比べ450,556円・0.7%増加している。また、支出済額の予算現額に対する割合(執行率)は97.9%で、これに伴う不用額は1,372,865円である。

イ 款別歳出状況

歳出状況を款別にみると次のとおりである。

款別歳出決算状況

(単位 : 円)

款別	予算現額 A	支出済額		執行率 B / A	翌年度 繰越額	不用額
		B	構成比			
1 総務費	42,793,000	42,339,523	67.4%	98.9%	0	453,477
2 民生費	965,000	964,105	1.5%	99.9%	0	895
3 商工費	11,000,000	11,000,000	17.5%	100.0%	0	0
4 教育費	9,393,000	8,474,507	13.5%	90.2%	0	918,493
合計	64,151,000	62,778,135	100.0%	97.9%	0	1,372,865

① 第1款 総務費

支出済額は42,339,523円で前年度に比べ1,160,726円・2.8%増加している。これはすべて一般管理費で、合併特例区協議会の構成員の報酬(26,189,340円)、合併特例区長の給料、諸手当等(11,811,095円)及び合併記念碑制作設置業務委託等に係る委託料(2,155,680円)などである。増加した主な理由は、合併記念碑制作設置業務委託料の増加によるものである。

② 第2款 民生費

支出済額は964,105円で前年度に比べ16,605円・1.8%増加している。これはすべて社会福祉総務費で、福祉まつり実行委員会活動助成金(400,000円)、戦没者慰霊祭祭壇設置業務委託料(300,000円)などである。

③ 第3款 商工費

支出済額は11,000,000円で前年度と同額である。このうち観光対策費としては、地域の文化財や農林水産業・産業振興のPRなどを行った火の君まつり実行委員会に対する補助金(7,500,000円)、商工振興費としては、地域の伝

統を継承し、活性化と市民交流の場として実施された夏まつりを行った夏まつり実行委員会に対する補助金（3,500,000円）である。

④ 第4款 教育費

支出済額は8,474,507円で前年度に比べ726,775円・7.9%減少している。このうち主なものは、人材育成事業費として、小・中学校4校に交付した人材育成事業補助金（2,266,150円）、保健体育総務費として、城南地区体育協会への補助金（1,692,000円）、社会教育総務費として、城南町文化協会活動助成金（1,550,000円）などである。

減少した主な理由は、熊本市城南町体育祭や熊本10マイル公認ロードレース大会の中止により保健体育総務費が減少したことによるものである。

3 むすび（城南町及び植木町合併特例区共通）

合併特例区は、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、平成22年3月23日に設置された特別地方公共団体であり、設置期間の満了により平成27年3月22日をもって解散したが、設置期間中は地域振興イベント等の事務事業や公の施設管理、合併特例区協議会の運営などが城南町及び植木町合併特例区規約に基づいて着実に行われた。

今後、市に引き継いだ事業の実施に当たっては、効果的、効率的な運営に努められるよう要望する。

資料(1) 節別歳入一覧表（登載省略）

資料(2) 節別歳出一覧表（登載省略）

監委公告第10号

平成27年6月18日

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第48条第2項の規定により審査に付された平成26年度植木町合併特例区一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

熊本市監査委員 家入安弘

熊本市監査委員 坂田誠二

熊本市監査委員 飯銅芳明

熊本市監査委員 坂本邦彦

植木町合併特例区は、設置期間の満了により、平成27年3月22日に解散したことに伴い、同日をもって収支を打ち切り、決算を行っている。

したがって、この決算において平成26年度とは、平成26年4月1日から平成27年3月22日までの期間をいう。

第1 審査対象

平成26年度植木町合併特例区一般会計歳入歳出決算

第2 審査期間

平成27年4月8日から平成27年4月13日まで

第3 審査方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況に主眼をおき、これらの計数を植木町合併特例区所管の関係諸帳簿及び提出された決算資料と照合することにより実施した。

また、予算の執行状況等については、これらの資料のほか、例月現金出納検査の結果も考慮したうえ、必要に応じて関係職員から説明を受け、その適否について審査した。

第4 審査結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条及び第16条の2に

定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

また、予算の執行状況についても、歳入歳出予算ともに、適正に執行されていると認められた。

第 5 審査概要

1 総括

(1) 事業概要

合併特例区では、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 30 条の規定に基づき、合併前の町等で処理されていた事務のうち、合併後の一定期間、その区域で処理することが当該事務の効果的な処理に資するものや、当該区域住民の生活の利便性の向上等のため特に必要と認められる事務について、規約に規定し処理することとされている。

植木町合併特例区は、同法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 23 日に旧植木町の区域に設置されて以来、植木町合併特例区規約第 4 条において、

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における観光振興に関連する事業に関すること。
- (4) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。

を合併特例区の事業としている。平成 26 年度についても同様の事務事業が行われた。

(2) 決算収支状況

平成 26 年度の一般会計の決算収支状況は次のとおりである。

決 算 収 支 の 状 況

(単位：千円、%)

区 分	26年度	25年度	比 較	増減率
① 歳入総額 A	98,797	93,283	5,514	5.9
② 歳出総額 B	92,947	91,326	1,621	1.8
③ 歳入歳出差引額 C (A - B)	5,850	1,957	3,893	198.9
④ 翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
⑤ 実質収支 E (C - D)	5,850	1,957	3,893	198.9
⑥ 前年度実質収支 F	1,957	1,644	313	19.0
⑦ 単年度収支 G (E - F)	3,893	313	3,580	—

注) 平成 26 年度の会計は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 22 日までの 356 日間

2 一般会計

(1) 歳入

ア 決算状況

歳入の決算状況は、次のとおりである。

一 般 会 計 歳 入 決 算 状 況

(単位：円)

予算現額	調定額	収入済額	執行率	収納率	不納欠損額	収入未済額
A	B	C	C / A	C / B		
99,363,000	98,838,467	98,797,947	99.4%	100.0%	0	40,520

平成 26 年度の収入済額は 98,797,947 円で、前年度に比べ 5,514,377 円・5.9% 増加している。また、収入済額の予算現額に対する割合（執行率）は 99.4%、調定額に対する割合（収納率）は 100.0% となっている。

イ 款別歳入状況

歳入状況を款別にみると次のとおりである。

款別歳入決算状況

(単位：円)

款別	予算現額 A	調定額		収入済額			不納 欠損額	収入未済額	
		金額 B	B/A	金額 C	C/A	C/B		B - C	
1	合併特例区交付金	87,096,000	87,096,000	100.0%	87,096,000	100.0%	100.0%	0	0
2	使用料及び手数料	10,270,000	9,749,255	94.9%	9,708,735	94.5%	99.6%	0	40,520
3	繰越金	1,957,000	1,957,176	100.0%	1,957,176	100.0%	100.0%	0	0
4	諸収入	40,000	36,036	90.1%	36,036	90.1%	100.0%	0	0
合 計		99,363,000	98,838,467	99.5%	98,797,947	99.4%	100.0%	0	40,520

① 第 1 款 合併特例区交付金

収入済額は 87,096,000 円で、前年度に比べ 7,273,000 円・9.1% 増加している。これは、歳出予算に対し歳入予算の不足する額を合併特例区交付金として熊本市から交付されたものである。増加した主な理由は、前年度に合併特例区協議会構成員の報酬及び合併特例区長の給与カットがあったことによる報酬及び給与、諸手当の増加や合併記念碑制作設置業務委託料が皆増したことなどによるものである。

② 第 2 款 使用料及び手数料

収入済額は 9,708,735 円で、前年度に比べ 1,203,148 円・11.0% 減少している。

これは、すべて使用料で、植木町文化ホール使用料（5,653,395 円）、植木町田原坂資料館入館料（3,735,000 円）、田原坂公園使用料（320,340 円）である。

減少した主な理由は、植木町文化ホールの利用者及び植木町田原坂資料館の入館者が減少したことによるものである。

③ 第 3 款 繰越金

収入済額は 1,957,176 円で、前年度に比べ 313,101 円・19.0% 増加している。これは、すべて前年度の決算によって生じた剰余金が繰り越されたものである。

④ 第 4 款 諸収入

収入済額は 36,036 円で、前年度に比べ 868,576 円・96.0% 減少している。これは、田原坂資料館の書籍売払収入（27,400 円）、預金利子（8,636 円）である。

減少した主な理由は、前年度の雑入である田原坂公園慰霊に係る収入が皆減したことなどによるものである。

(2) 歳出

ア 決算状況

歳出の決算状況は、次のとおりである。

一般会計歳出決算状況

(単 位 : 円)

予算現額 A	支出済額 B	執行率 B / A	翌年度繰越額	不用額
99,363,000	92,947,290	93.5%	0	6,415,710

平成 26 年度の支出済額は 92,947,290 円で、前年度に比べ 1,620,896 円・1.8% 増加している。また、支出済額の予算現額に対する割合（執行率）は 93.5% で、これに伴う不用額は 6,415,710 円となっている。

イ 款別歳出状況

歳出状況を款別にみると次のとおりである。

款別歳出決算状況

(単 位 : 円)

款別	予算現額 A	支出済額		執行率 B / A	翌年度 繰越額	不用額
		B	構成比			
1 総務費	70,851,000	65,304,056	70.3%	92.2%	0	5,546,944
2 民生費	4,610,000	4,610,000	5.0%	100.0%	0	0
3 農林水産業費	700,000	700,000	0.8%	100.0%	0	0
4 商工費	7,885,000	7,885,000	8.5%	100.0%	0	0
5 土木費	5,964,000	5,196,552	5.6%	87.1%	0	767,448
6 教育費	9,353,000	9,251,682	10.0%	98.9%	0	101,318
合計	99,363,000	92,947,290	100.0%	93.5%	0	6,415,710

① 第 1 款 総務費

支出済額は 65,304,056 円で前年度に比べ 223,414 円・0.3% 減少している。

これは、一般管理費として、合併特例区協議会構成員の報酬（30,554,230 円）や合併特例区長の給料、諸手当等（9,955,886 円）など、地域振興事業費として、地域魅力アップ推進事業やはってん祭等の各種地域振興イベントに対する負担金補助及び交付金（7,889,144 円）、文化ホール費として、植木町文化ホールの施設の管理運営費である委託料（5,398,656 円）や植木町自主文化事業等に関する負担金補助及び交付金（2,799,721 円）などによるものである。

減少した主な理由は、前年度に合併特例区協議会構成員の報酬及び合併特例区長の給料カットがあったことにより報酬及び給与、諸手当が増加となったものの、台風の影響によるはってん祭の開催中止に伴う補助金の一部返還により減少したことなどによる。

② 第 2 款 民生費

支出済額は4,610,000円で前年度と同じ金額である。

これはすべて社会福祉事業費で、各校区や地区において開催する敬老会及び戦没者追悼式に係る委託料である。

③ 第3款 農林水産業費

支出済額は700,000円で前年度に比べ99,224円・12.4%減少している。

これはすべて農業振興事業費で、地域特産の農産物や観光資源の県内外への宣伝や地域の振興等を図ったすいか祭りなどに補助金として支出された負担金補助及び交付金である。

減少した理由は、桃のお花見会が開催されなかったことにより減少したものである。

④ 第4款 商工費

支出済額は7,885,000円で前年度と同じ金額である。

これはすべて観光振興事業費で、植木温泉納涼花火大会や観光協会等への助成金として支出された負担金補助及び交付金である。

⑤ 第5款 土木費

支出済額は5,196,552円で前年度に比べ1,223,457円・30.8%増加している。これはすべて田原坂公園関係の管理経費である公園費で、公園管理や清掃等の委託料(3,306,348円)や光熱水費や修繕費等の需用費(1,877,404円)などである。増加した主な理由は、田原坂公園の「大楠」の樹勢回復のための治療費や夜間開園用看板製作費の委託料が皆増したことなどによるものである。

⑥ 第6款 教育費

支出済額は9,251,682円で前年度に比べ720,077円・8.4%増加している。これは、田原坂資料館費として、展示資料等の備品購入費(2,999,976円)や植木町田原坂資料館に係る電気料及び一般需用費(2,315,376円)など、文化振興事業費として、植木町・玉東町西南戦争遺跡群連携保存活用協議会の負担金として支出された負担金補助及び交付金(1,759,000円)などによるものである。増加した主な理由は、植木町田原坂資料館の空調設備や照明器具等の修繕費分が皆増したことなどによるものである。

3 むすび(城南町及び植木町合併特例区共通)

合併特例区は、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第26条第1項の規定に基づき、平成22年3月23日に設置された特別地方公共団体であり、設置期間の満了により平成27年3月22日をもって解散したが、設置期間中は地域振興イベント等の事務事業や公の施設管理、合併特例区協議会の運営などが城南町及び植木町合併特例区規約に基づいて着実に行われた。

今後、市に引き継いだ事業の実施に当たっては、効果的、効率的な運営に努められるよう要望する。

資料(1) 節別歳入一覧表(登載省略)

資料(2) 節別歳出一覧表(登載省略)